令和5年9月6日 (令和5年(2023年)度第27号)



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・ 指定都市保育士会事務局に送付しています。 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全 国保育士会事務局

〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

Mail hoikushikai@shakyo.or.jp http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

# ■ 令和6年度 保育関係予算概算要求

# ■令和6年度 保育関係予算概算要求

本ニュース令和 5 年度第 25 号(令和 5 年 9 月 1 日発信)にて、こども家庭庁の令和 6 年度予算概算要求についてお伝えしました。この度、保育関係予算概算要求の詳細資料も公表されましたので、お知らせいたします(資料は文末 URL からご確認ください)。

なお、同 25 号でお知らせしているとおり「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく 対応については事項要求とされています(職員配置基準、保育士等の処遇改善、こども誰で も通園制度(仮称)、病児保育事業の充実等)。

また、令和5年度に限るとされていた主任保育士専任加算等の要件についての特例は、令和6年度保育関係予算概算要求には含まれていません。本会では全国保育協議会と連携して、要件緩和が実施されるよう引き続き求めていきます。

#### ・就学前教育・保育施設整備交付金(スライド 4)

- $\rightarrow$ 「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、 補助率の嵩上げ( $1/2\rightarrow 2/3$ )等により整備を推進するとしています。
- →防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策について必要な経費については事項要求とされています。

#### ・保育士資格取得支援事業(スライド 5)

- →認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2 相当)等の一部が補助されます。
- →保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図るとしています。

#### ・保育士試験追加実施支援事業【拡充】(スライド 6)

→保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該 試験の準備に必要な費用が補助されます。

- (※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成 27 年 法律第 56 号)により、資格取得後 3 年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士 として働くことができ、4 年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験の制度。今後、本制度については、児童福祉法等を改正し、全国 展開を行う方針。
- →地域限定保育士制度の全国展開を見据え、全ての都道府県・指定都市が補助対象とされます。

# ・保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】(スライド 8)

→若手保育士等を支援対象としていたところ、若手に限定せず一般保育士まで支援対象と するなど支援内容等の整理を行うとともに、都道府県域で事業を実施する場合、広域で の対応が可能となるよう保育士支援アドバイザー、保育事業者支援コンサルタントをさ らにもう1人雇い上げることができるよう補助基準額の見直しを行うとしています。

## ・保育士宿舎借り上げ支援事業(スライド 8)

→事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和 5 年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し (7年→6年) が行われます。

### ・保育補助者雇上強化事業【拡充】(スライド 9)

→現行は、保育士資格を持っていない者を保育補助者として配置できるとされています。 令和6年度概算要求では、潜在保育士の再就職を促進するため、保育士資格を持つ者が まずは保育補助者として保育現場で従事し、段階的に保育士として復帰できるよう必要 な支援を行うとしています。

# ・保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】(スライド 10)

→保育所等で働くことを希望している潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向け た伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置するとしています。

# ・保育所等における ICT 化推進等事業【新規】(スライド 12)

→実費徴収や延長保育等を利用する際にかかる費用の徴収について、保育士の業務負担軽減の観点から、キャッシュレス決済を導入する場合の費用について、新たに補助対象と されます。

%令和 5 年度から 1 機能でも補助が受けられるようになりましたが、令和 6 年度も継続されるかたちです。

→さらに、自治体(都道府県・市区町村) において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合の補助率の嵩上げや病児保育における ICT 化の推進として、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体への補助率の嵩上げが行われます。

→このほか、医療ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなる ICT 機器の補助が行われます。

#### ・医療的ケア児保育支援事業【拡充】(スライド 13)

→保育所における医療的ケア児の災害対策として、停電時における安全・確実な電源確保 等医療的ケア児の災害対策として必要な備品に対する補助が行われます。また、研修の 受講支援等、医療的ケア児を受入れる前に必要な支援はそれぞれ単独で国庫補助の対象 とするよう運用改善を図るとしています。

#### ・保育利用支援事業(入園予約制)【拡充】(スライド 14)

- →保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行うとしています。
  - ① 代替保育利用支援

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育(一時預かり事業等)に係る利用料を支援。

② 予約制導入に係る体制整備

入園予約制を導入した保育所等に対し、こどもが入園するまでの間、保護者への相談対 応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

→①1年の育休取得後に限定せずに、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、こどもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加するとしています。

#### ・保育環境改善等事業(スライド 17)

→安全対策事業において、送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な 経費(令和6年度以降に新設した園に限る)やICTを活用したこども見守りサービス (GPSや Bluetoothを活用したシステムなど)などの安全対策に資する機器等を導入 するための経費について、令和4年度第2次補正予算に引き続き支援するとしています。

詳細は、こども家庭庁ホームページよりご覧ください。

■こども家庭庁>ホーム>保育>保育対策関係予算の概要>令和 6 年度保育関係予算概算要求の概要 (PDF)

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/vosan/